

法 6 条…中間搾取の排除

何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

個人、団体又は公人たると私人たるとを問わず、公務員であっても、違反行為の主体に当たる。

営利を目的として、同種の行為を反復継続すること
一回の行為であっても、反復継続する意思があれば該当し、主業であるか副業であるか問わない。

☑労働者派遣事業が、所定の手続きを踏まない違法なものであっても、法 6 条の中間搾取には当てはまらない。

☑利益とは、手数料、報償金、金銭以外の財物等如何なる名称たるとを問わず、また有形無形たるとを問わない。

☑法 6 条の規制対象は、使用者に限定されない。

法人が業として他人の就業に介入して利益を得た場合、当該法人のために実際に介入行為を行った行為者たる従業員が処罰の対象

1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（労基法上 2 番目に重たい）